

工場・指定作業場及び騒音規制法特定施設を有する事業場の騒音規制値

区域の区分		敷地の境界線における音量（単位：dB）								
		時間の区分								
種別	当該地域	6時	朝	8	昼	19	夕	23	夜	6
第1種区域	第1種低層住居専用地域 上記に接する地先及び水面		40		45		40		40	
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第1特別地域※1 用途地域の定めのない地域		45		50		45	20時	45	
第3種区域	近隣商業地域（第1特別地域を除く） 商業地域（第1特別地域を除く） 準工業地域（第1特別地域を除く） 第2特別地域※2 上記に接する地先及び水面		55		60		55		50	
第4種区域	工業地域（第1特別地域、第2特別地域を除く） 上記に接する地先及び水面		60		70		60		55	

ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させる施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地おおむね50mの区域（第1特別地域及び第2特別地域を除く）における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値とする。

※1 「第1特別地域」とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第1種区域の周囲30m以内の地域

※2 「第2特別地域」とは、工業地域（第1特別地域に該当する地域を除く）のうち第2種区域の周囲30m以内の地域